

1. 平成26年～令和2年の対応方針において、令和2年（度）以前に「結論を得る」等とされたもの ※前回会議（令和3年11月12日）までに結論を報告したものを除く。

○令和元年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	厚生労働省	精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>医学的なデータや地方公共団体の実務の実態等の調査結果等を踏まえ、第124回社会保障審議会障害者部会(令和3年12月13日開催)において議論を行った結果、約半数の調査対象者(手帳交付者)に1年間で生活能力に係る状態変化があったこと等から、手帳の有効期限の延長は困難であり、現行どおり2年に据え置く方向となった。</p> <p>今後、事務負担軽減策として、申請書・診断書チェックリストを令和3年度中に発出するとともに、「デジタル社会の形成に関する重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)に基づく地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に係る取組の中で、障害者福祉システムの標準化を進めていく予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## II. 平成26年～令和2年の対応方針において、令和3年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和3年11月12日）までに結論を報告したものを除く。

### ○平成30年対応方針

#### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

##### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し (児童福祉法)	厚生労働省	<p>&lt;平30&gt; 放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令3&gt; 放課後等デイサービスの利用対象児童の拡大については、放課後等デイサービスが担う役割・機能等も踏まえて検討し、<u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年の社会保障審議会障害者部会において、障害児支援に関する検討の方向性について中間整理が取りまとめられ、「放課後等デイサービスの対象の範囲について、専修学校・各種学校に通学中の障害児でも、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を特に必要とするものとして市町村長が認める場合は、その給付決定を行うことを可能とすべき」とされ、必要な措置を講じていくべきものとされた。</p> <p>今後、法令改正に向けて手続を行う。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	<p>指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	<p>デジタル庁、財務省、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>&lt;平30&gt; 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令2&gt; 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令3&gt; 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<b>令和4年夏までに結論を得るとともに</b>、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、<b>令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等について、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。</p> <p>また、当面の措置として、医療費助成の支給認定申請時に限度額適用認定証等で当該区分が確認できる場合には、地方公共団体から保険者への照会事務を簡略化すること等の事務負担軽減策を講ずる方向で検討を進め、令和3年度中に結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ② その他

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	行政不服審査法に基づく審理手続の簡素化 (行政不服審査法)	総務省	<p>地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、<u>2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年5月28日から、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられたところ。</p> <p>検討会における最終報告において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の審査庁による審理手続の実施は、行政不服審査法上の審査請求人に対する手続保障として設けられているものと考えられ、当該手続を行わないこととするのであれば、当該手続に替わる手続保障を担保する必要があると考えられること</li> <li>情報公開条例に基づく処分等の審理手続の在り方については、情報公開制度特有の問題と捉えるか、条例で審査庁に代わる特別な審査機関を設けることが行政不服審査法上可能かどうかの問題と捉えるかなど、いくつかの考え方があり得るところ、この点について、現時点においては十分な集積が得られておらず、また、個人情報保護法の令和3年改正の施行後の状況も踏まえる必要があることから、今後、改めて実態を見極めつつ、検討を深めることが適当であると考えられること</li> </ul> <p>等が示されたことを踏まえ、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方について引き続き検討を行うこととする。</p> <p>なお、検討会の最終報告を踏まえ、当面の措置として、簡易迅速な権利利益の救済の観点から、運用上の工夫（審査庁における審理手続を情報公開審査会等における調査審議の中で実施するよう促す等の対応）をマニュアル等において示す予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和元年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	<p>障害支援区分認定期間の見直し (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>&lt;令元&gt; 障害支援区分の認定(21条1項)の有効期間については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における認定事務の実態等を踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令2&gt; 障害支援区分の認定(21条1項)の有効期間については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における認定状況、認定事務の実態等も踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における認定状況、認定事務の実態等についてデータ収集・分析のための調査を実施した(令和3年9月から12月)。本調査の結果を踏まえ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討を進め、令和3年度中に結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
6	ケースワーク業務の一部外部委託化（生活保護法）	厚生労働省	<p>ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について<u>令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。</u></li> <li>現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[措置済み]</li> <li>現行制度で外部委託が困難な業務については、令和3年度社会福祉推進事業（今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究事業）による調査研究を行い、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る予定。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
7	<p>認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化 (私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査)</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>&lt;令元&gt; 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令3&gt; 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、調査に関する様式の共通化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。<u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>[措置済み]</p> <p>令和4年度以降に実施する調査について、私立の幼保連携型認定こども園に対する調査依頼時期を統一したことを踏まえ、文部科学省と厚生労働省の調査内容(様式)の統一に向けて検討し、令和3年度中に結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ② 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
8	<b>消防施設整備計画 実態調査の調査方 法の見直し</b> (消防施設整備計 画実態調査)	総務省	消防施設整備計画実態調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けて調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>当該調査で作成する地図を自動生成するシステムの構築については、地図業者から技術的に実現困難との回答を得ている。また、現在、市町村の消防本部等に対し、地図作成に係る先進的な取組事例等の調査を行っている。他方、過去の実態調査から地方公共団体の人的ミス及び作業負担増につながった課題の抽出を行い、当該課題の解決を図る質疑応答集の作成及び調査表の修正作業を行っている。</p> <p>上記改善点のほかに、引き続き人的ミスの防止及び作業負担の軽減など調査方法の改善・効率化に向けて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ③ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
9	<p>行政不服審査裁決・答申検索データベースの改善について (行政不服審査法)</p>	総務省	<p>行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>[措置済み]</p> <p>令和3年5月28日から、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、地方公共団体における運用実態等の調査や意見聴取を実施するなどして、令和4年1月に最終報告が取りまとめられたところ。</p> <p>検討会における最終報告を踏まえ、地方公共団体からの意見等を参考に、今後、予算面や技術面を考慮し行政不服審査裁決・答申検索データベースの改善を行う予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ③ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略（登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続）	デジタル庁、法務省	<p>登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条）の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>現在、前提となる国の行政機関における登記情報連携（令和2年10月26日運用開始）について、順次、利用機関の登録を進めている。</p> <p>上記の国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、地方公共団体に対し、登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を行った（11月12日に発出、12月17日提出期限）。当該調査結果等を踏まえ、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和2年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
11	<p>小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し (受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用) (児童福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>&lt;令2&gt; 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令3&gt; 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<b>令和4年夏までに結論を得るとともに</b>、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、<b>令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。</p> <p>また、当面の措置として、医療費助成の支給認定申請時に限度額適用認定証等で当該区分が確認できる場合には、地方公共団体から保険者への照会事務を簡略化すること等の事務負担軽減策を講ずる方向で検討を進め、令和3年度中に結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
12	国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し (国民健康保険法)	厚生労働省	<p>市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報（以下この事項において「資格重複情報」という。）を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。</li> <li>資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、<u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[措置済み]</li> <li>資格重複状況結果一覧により対象者を抽出し、被保険者資格の喪失処理手続を進めることについては、オンライン資格確認システムの本格運用開始が令和3年10月に後ろ倒しとなったこと等を受けて、引き続き同システムの運用状況等を踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る予定。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
13	<p>指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	<p>&lt;令2&gt; 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令3&gt; 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<b>令和4年夏までに結論を得るとともに</b>、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、<b>令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等について、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。 また、当面の措置として、医療費助成の支給認定申請時に限度額適用認定証等で当該区分が確認できる場合には、地方公共団体から保険者への照会事務を簡略化すること等の事務負担軽減策を講ずる方向で検討を進め、令和3年度中に結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
14	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること (獣医師法)	農林水産省	<p>&lt;令2&gt; 獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の届出からオンライン化する。</li> <li>獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul> <p>&lt;令3&gt; 獣医師法に基づく届出(22条)については、令和4年度からオンライン化することとしているが、オンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>獣医師の情報の都道府県による利活用については、令和3年に実施した地方公共団体の意向等の調査の結果を踏まえ、利活用の要望があった獣医師の就業意思の項目等を届出様式に追加するため、令和4年中に省令を改正し、令和4年度の届出(令和5年1月実施)から改正後の様式で行うこととする予定。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
15	<p>有料道路における障害者割引制度の是正 (障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務)</p>	<p>厚生労働省、国土交通省</p>	<p>&lt;令2&gt; 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者との協議の上、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新申請手続における提出書類の簡素化について検討し、<u>令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> <li>ICTの活用等による申請手続の効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul> <p>&lt;令3&gt; 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、有料道路事業者と協議の上、前回の申請から登録内容に変更がない場合にETCカードの提示を不要とするなど、更新申請手続等を簡素化し、市区町村に通知する。 [措置済み（令和3年10月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[措置済み]</li> <li>マイナンバーカードを活用し、電子申請を可能とするなど、申請者の利便性向上及び市区町村の事務負担軽減に向けた検討を行っており、令和3年度中に結論を得る予定。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	<b>保育士の就業状況等の届出の努力義務化</b> (児童福祉法)	厚生労働省	保育士確保のため、離職等した保育士からの届出を努力義務化することにより、当該保育士の状況を都道府県等が把握できることとする制度の導入については、保育士不足の状況や保育士・保育所支援センター設置運営事業の活用状況、他業種における届出制度の効果等を踏まえて検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	就業状況等の届出の努力義務化については、保育士・保育所支援センターの再就職支援の強化に繋がる可能性がある一方で、届出がなされた場合の事務処理や必要な経費といった負担が増加することが見込まれるが、看護師や介護福祉士などの他業種における届出制度においては、努力義務化後も求職者数及び就職者数は概ね横ばいであることや、第57回子ども・子育て会議（令和3年6月18日開催）における検討結果等を踏まえ、ただちに努力義務化を行わないこととする。

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
17	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える等の見直し（児童福祉法、子ども・子育て支援法）	内閣府、厚生労働省	利用する児童の全て又は多くが外国人である認可外保育施設における保育従事者の配置基準については、国家戦略特別区域の区域内に所在する場合に保育従事者の資格基準を緩和する現行の特例について、活用状況等を踏まえつつ、その在り方について検討し、 <u>令和3年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第18条第1項に基づく検討を令和3年度に行うこととしており、令和3年3月12日付けで、在留外国人が多いなどの一部の地方公共団体に対し、外国人受入認可外保育施設に係る利用児童数や支援策等の状況に関するアンケート調査を発出した。地方公共団体へのヒアリングを行いながら、令和3年度中に一定の結論を得る予定。

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
18	<p>指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>&lt;令2&gt; 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<b>令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p> <p>&lt;令3&gt; 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<b>令和4年夏までに結論を得るとともに、</b>当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、<b>令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<b>令和4年夏までに結論を得る予定。</b></p> <p>また、当面の措置として、医療費助成の支給認定申請時に限度額適用認定証等で当該区分が確認できる場合には、地方公共団体から保険者への照会事務を簡略化すること等の事務負担軽減策を講ずる方向で検討を進め、<b>令和3年度中に結論を得る予定。</b></p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
19	<p>児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化（児童福祉法）</p>	厚生労働省	<p>障害児通所支援利用における無償化対象通所児童（施行令24条3号）に係る障害児通所給付決定（法21条の5の5第1項）については、所得区分に応じた負担上限月額及び多子軽減措置の認定については、報酬の審査支払等に係る事務処理システムの改修の必要性を勘案しつつ、簡素化する方向で検討し、<u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>国民健康保険団体連合会（国民健康保険中央会）及び地方公共団体へのヒアリングを実施し、所得区分に応じた負担上限月額及び多子軽減措置の認定について簡素化することとした。</p> <p>多子軽減措置の認定については地方公共団体における準備期間等を考慮しつつ、実施時期を検討する。</p> <p>負担上限月額の認定については、令和5年度以降にシステム改修を行い、見直し後の運用を開始する予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ② 雇用・労働

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
20	<p>地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用 (地方公務員法)</p>	総務省	<p>地方公務員に対する1年単位の 変形労働時間制（労働基準法（昭 22法49）32条の4）の適用につ いては、地方公務員の勤務実態や公 務運営における課題、支障等を把 握し、業務体制の改善に関する他 の施策とも比較しつつ制度の在り 方について検討し、<u>令和3年度中 に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>年間を通じて繁閑のある地方公共団体の部署の 勤務実態や公務運営における課題、支障等を把握 するための調査を実施した（8月24日に発出、9 月17日提出期限）。</p> <p>今後、当該調査結果の分析を行った上で、総務 省内の研究会において検討し、令和3年度中に結 論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ず る予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ③ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
21	<p>災害査定における 実地査定の廃止及 びWeb査定方式 の構築 （農林水産業施設 災害復旧事業費国 庫補助の暫定措 置に関する法律、公 共土木施設災害復 旧事業費国庫負担 法）</p>	<p>財務省、農 林水産省、 国土交通省</p>	<p>（i）災害査定（公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法7条及び農林水産 業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定 措置に関する法律施行令3条）につい ては、新型コロナウイルス感染拡大防 止の観点から、当分の間、WEB会議方 式等による実施が可能であることを、 地方公共団体に通知する。 〔措置済み（令和2年9月28日付け国 土交通省都市局都市安全課、港湾局海 岸・防災課、水管理・国土保全局防災 課事務連絡、令和2年10月6日付け農 林水産省農村振興局整備部防災課、林 野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁 場整備部防災漁村課事務連絡）〕 （ii）机上査定（公共土木施設災害復 旧事業査定方針（昭32建設省）12、海 岸及び地すべり防止施設災害復旧事業 査定要領（昭40農林省）10等）の拡大 については、災害復旧の迅速化に資す るよう、WEB会議方式等による机上査 定の実施状況や無人航空機による測量 技術の進展等を踏まえて検討し、<u>令和 3年度中に結論を得る。その結果に基 づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>（i）〔措置済み〕</p> <p>（ii）机上査定の拡大については、WEB会議方式や 無人航空機等の活用による机上査定の事例 を収集するとともに課題を整理していると ころであり、その結果を踏まえて検討し、 令和3年度中に結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ④ その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
22	<p>「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応 (地方創生推進交付金)</p>	内閣府	<p>地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、<u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<p>事業費の増額を伴う変更申請機会の拡充に対する具体的ニーズ等を把握するため、地方公共団体に対して調査を実施した（令和3年11月から12月）。</p> <p>調査結果も踏まえ検討した結果、地域再生計画の変更が生じない範囲等の一定の範囲内での増額を伴う変更申請の機会（当該申請に係る交付決定は令和4年10月頃を予定）を令和4年度に新設するとの結論を得た。</p> <p>今後、具体的な要件やスケジュールについて精査した上で、当該申請機会の前に地方公共団体に通知する予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ④ その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
23	<p>情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容裁決を行う場合の裁決書の取扱い (行政不服審査法)</p>	総務省	<p>行政不服審査の不服申立ての手續において、第三者である審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合の手續の在り方については、処分の相手方が第三者である審査請求人の氏名等を知ることができない取扱いとする方向で、有識者の意見も踏まえた検討を行い、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年5月28日から、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられたところ。</p> <p>検討会における最終報告では、情報公開の開示決定等の処分に対して、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報を不開示とすることができる制度の趣旨が没却されてしまうような場合には、運用において氏名等が分からないような形で裁決書を作成することは、法令改正によらずとも当然に可能であると考えられると示されたことを踏まえ、今後、マニュアル等にその旨を記載する予定。</p>

## 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

### Ⅲ. 平成26年～令和2年の対応方針において、令和4年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの（期限なしを含む）の内、既に結論を得られたもの

#### ○平成26年対応方針

※前回会議（令和3年11月12日）までに結論を報告したものを除く。

#### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

##### ① その他

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
24	市町村選挙における争訟手続の見直し（公職選挙法）	総務省	市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続（202条、203条、206条及び207条）については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることとすることについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<p>① 適正な選挙結果の確保及び争訟終結の早期化による法的安定性の確保を図るため、訴訟対応の経験やノウハウを有し、選挙の執行に関する専門的知見を備える都道府県選挙管理委員会が審理することが必要であること</p> <p>② 全国市区選挙管理委員会連合会への意見聴取等においても、訴訟対応の経験やノウハウ、人員体制等の観点から、制度改正に反対である旨の意見があったこと</p> <p>③ 仮に、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることとした場合には、市町村選挙管理委員会の決定を不服とする者が訴訟を提起することにより、都道府県選挙管理委員会が審理する場合よりも多くの日数を争訟の終結までに要することも考えられること</p> <p>等を踏まえ、市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続の見直しは行わないこととする。</p>